

○入会金・年会費及び手続きは下記の通りです。

入会金 50,000円 (初年度のみ)

年会費 1口 50,000円 以上 (入会月の翌月から1年間、翌年から1年毎更新)

*支払方法は、弊協会より請求書をお送りしますので、受領後3営業日以内に下記指定口座
三井住友銀行人形町支店 普通 1483370

一般社団法人 日本ミャンマー協会 技能実習生育成口

にお振り込み下さい。お振込み後、金融機関発行の振込み明細をeメールに添付の上送付
下さい (ファックスでも結構です)。

*既に弊協会自体の正会員になられている監理団体様は新たに「育成会」へのご入会は不要
です。ご異存がない限り当該「育成会」のメンバーになって戴きます。

「育成会」および弊協会ではミャンマー人技能実習生が日本の「技能実習生制度の趣旨」に則り、
名実ともに健全な労働環境のもとでそれぞれの技能を習得して帰国後ミャンマーの発展に貢献で
きるよう監理団体の皆様と一緒に良い労働環境づくりをサポートしていきますのでよろしく
お願いします。

お問合せ：一般社団法人 日本ミャンマー協会 技能実習生部

電話：03-5652-7101 FAX：03-3662-0299

メールアドレス：info@japanmyanmar.or.jp

以上

資料④-1

2016年1月吉日

監理団体様(Supervising Organization/Japan)御中

写) ミャンマー国労働雇用社会福祉省
在京ミャンマー大使館
ミャンマー海外人材派遣企業協会(MOEAF)
送出し機関(Sending Organization/Myanmar)

一般社団法人 日本ミャンマー協会

「求人票(Demand Letter)」 確認等に関する手数料について

ミャンマー労働省通達(2015年7月21日付:3・27・アラニャ 123) および労働省発弊協会宛書簡(2015年8月12日付:57・アラ 8091)に基づき、弊協会(JMA)はミャンマー労働省および在京ミャンマー大使館から求人票(Demand Letter)の事前確認および当該監理団体様/受入企業様の事前審査業務を委託されました。

就きましては、当該作業に関わる手数料を下記の通り設定致しましたのでご案内申し上げます。

確認手数料(実習実施機関からの求人票 1件あたり)

求人人数	1名 ~ 3名まで	10,000円
	4名 ~ 6名まで	20,000円
	7名 ~ 9名まで	30,000円
	10名 ~ 12名まで	40,000円
	13名 ~ 15名まで	50,000円
	16名 ~ 20名まで	60,000円
	21名 ~ 25名まで	70,000円
	26名 ~ 30名まで	80,000円
	31名 以上 (一律)	100,000円

なお、手数料のお支払方法は、

- ① 監理団体様より事前確認・審査に必要な書類を受領次第、請求書を送付いたします。
- ② 請求書受領次第、原則3営業日以内に指定口座(請求書に記載)にお振込み下さい。
- ③ お振込み後、金融機関発行の「振込明細」コピーをeメール(info@japanmyanmar.or.jp)に添付の上、弊協会に送付下さい。
- ④ JMAが「振込明細」を確認次第、弊協会受領の押印済みの求人票事前確認依頼書をご申請者宛に発送致します。
- ⑤ 在日ミャンマー大使館の指示の下、弊協会による事前確認審査結果は在日ミャンマー大使館及びミャンマー労働省に発送致します。

お問合せ：一般社団法人 日本ミャンマー協会 技能実習生部

電話：03-5652-7101 FAX：03-3662-0299

メール：info@japanmyanmar.or.jp

資料④-2

以上